

質問書に対する回答

入札番号 広消7

件 名 電子化関連資器材の賃貸借

次のとおり回答します。

質問 番号	質問内容	回 答	設計図書等の該当頁 (該当箇所)
1	契約書様式について 契約書(案)は入札前に開示頂 きますでしょうか。	契約書(案)については、落札 後に提示するものとします。	
2	入札書に記載する金額は、リース 期間中の総額、税別との理解でよろ しいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
3	納期遅延について 現時点では、納入期限日までに物 品を納品できることは可能との確 認が取れております。 しかし、今後の世界的な感染症や 半導体不足、大規模災害等によっ ては、物流遅延等の不測事態が発 生し、納期遅延となる可能性があ ります。 社会情勢の変動に起因する物流 遅延等の不可抗力による不測の事 態で納期遅延となった場合、指名 停止等の処分、賠償請求や違約金 請求等なく、契約期間変更等の協 議に応じていただけますでしょうか。	受注者の責めに帰すことがで きない事由によるものとして認 められる場合には、協議により対 応いたします。 この場合、違約金、損害金等の 請求は行わず、指名停止措置につ いても行わないものとします。	

4	<p>入札参加者（リース会社）と導入設置、保守等作業する業者が異なる場合は、入札に関する物品等及び保守等に関して、導入設置、保守等作業する業者から入札参加者（リース会社）への支援等が分かるものを提出することで、参加資格の審査をしていただけますでしょうか。</p>	<p>機器の導入設置、保守等の作業にあたって、落札者（契約者）が他の業者（メーカー等）からの支援を受けることは差し支えありません。</p> <p>なお、入札への参加申込にあたり、当該業者からの支援内容に関する書類の提出は不要です。</p>	
5	<p>契約解除について</p> <p>賃貸借期間が令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となっております。賃貸借期間中の予算削減等による契約解除は無いものとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>賃貸借期間中の予算削減等による契約解除については、現時点で想定はしていません。</p>	
6	<p>仮に予算の減額等により契約が解除になった場合、残リース料を限度に貴組合に請求可能との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>やむを得ない事情により契約解除が必要となった場合、残リース料の取扱い等については、協議によるものとします。</p>	